## 審査基準及び標準処理期間

令和4年6月1日作成

法 令 等 名	自動車の保管場所の確保等に関する法律
根 拠 条 項	第6条第1項
処分の概要	保管場所標章の交付
原権者(委任先)	警察署長
法令等の定め	自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則 第4条(保管場所標章の交付の手続) 第5条(保管場所標章の交付の手続)
審 査 基 準	
標準処理期間	第4条第1項の政令で定める書面を交付したとき、又は同項ただし書の政令で定める通知を行ったときについては、7日(行政庁の休日は含まない。)※ 第5条の規定による届出を受理したときは、1日(行政庁の休日は含まない。)※
申 請 先	自動車の保管場所(駐車場)の位置を管轄する警察署交通課交通総務係
問い合わせ先	交通部駐車管理課審査第一係 (電話06-6943-1234 内線52682)
備考	※の「行政庁の休日」とは、大阪府の休日に関する条例(平成元年大阪府条例第2号)第2条第1項各号に掲げる府の休日をいう。